

事務所通信

Progress～進歩～

一期一会

25年 6月号(広告)
2013年 6月1日発行
税理士 三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第73号
発行担当者：山本武史

例年は6月に梅雨入りとなるのですが、今年は5月27日に梅雨入りとなり、例年より11日早い梅雨入りだそうです。梅雨は雨が続くので私にとってはあまり良いイメージではないですが、お米を作る稲作にとっては梅雨は無くしてはならない時期でもあり、また、この時期に水を蓄えておかないと、夏場に水不足になる地域もあるようです。そう考えるとこの梅雨も人が生きていく上では大切な時期なのだと思います。

さて、今月のテーマは遅ればせながら平成25年度の税制改正と、以前決定されている税制改正で最近適用されているものの内、主なものについてご案内したいと思います。なお、詳しい内容につきましては当事務所までお尋ね下さい。

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision 今月の開催日は6月13日(木)です。経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所にお越し頂き経営方針書を作成し、それを基に利益計画書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画書を作ってみませんか。

6月分のスケジュール

6月	10 月	* 5月分源泉所得税 ・住民税(特別徴収)の納付期限
	13 木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
7月	1 月	* 4月決算法人の確定申告・納付期限 * 7月決算法人の中間申告・納付期限 * 消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の1月 ・10月決算法人) * 市県民税(普通徴収分)第1期

Vision 開催予定日

開催日	対象者	申込期限
6月13日(木)	4・5・6・7 決算法人様	6月7日(金)
7月11日(木)	5・6・7・8 決算法人様	7月5日(金)
8月8日(木)	6・7・8・9 決算法人様	8月2日(金)

1. 所得税についての改正事項

平成25年分の所得税から適用されるもの

- 給与所得控除**について、その年の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除の上限が245万円となります。
- 特定役員退職手当等**に係る退職所得の金額については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされました。『特定役員退職手当とは役員等勤続年数が5年以下の役員が受ける退職手当金』(特定役員退職手当等以外は従前のとおり「(退職手当収入金額 - 退職所得控除) × 1/2」となります)
- 復興特別所得税**が創設されました。なお、源泉徴収税額においても復興特別所得税を従来の所得税と併せて徴収する必要があります。給与所得につきましては、「平成25年分 源泉徴収税額表」の税額により徴収を行って頂ければ復興特別所得税が含まれた税額が源泉徴収されることとなります。つまり、旧税額表を利用した場合には、復興特別所得税の徴収漏れが発生致しますので、「源泉徴収税額表」をご利用の方は、お手元の税額表の年分をお確かめ頂き、また、給与計算システム等によりパソコン等で給与計算をされている場合には、新税額表に対応している事をお確かめ下さい。

平成26年分の所得税から適用されるもの

法人にも同様の償却又は控除の制度について、平成25年4月1日以降開始事業年度から適用があります。

- 国内の設備投資額**が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税の特別控除の創設
- 雇用者給与支給額**が増加した場合の所得税の特別控除の創設

平成27年分の所得税から適用されるもの

- 所得税の最高税率**が引き上げられ、課税所得が4,000万円を超える部分については**45%**の税率となります。

2. 法人税についての改正事項

平成24年4月1日以降開始事業年度から適用されるもの

- 法人税率**が引き下げられ右表のとおりとなります。
- 復興特別法人税**の創設
(平成27年3月31日開始事業年度まで)

平成25年4月1日以降開始事業年度から適用されるもの

- 中小法人について、**交際費等の額**の定額控除限度額が年800万円に拡大され定額控除限度額に達するまでの金額について全額損金算入となりました。現行では平成26年3月31日以前に開始する事業年度が対象となります。

対象法人	税目	年800万円超部分	年800万円以下部分
普通法人	法人税	25.5%	
	復興特法	2.55%	
	計	28.05%	
中小法人	法人税	25.5%	19%(15%)
	復興特法	2.55%	1.9%(1.5%)
	計	28.05%	20.9%(16.5%)

括弧書きは租税特別措置法に定める軽減税率であり、平成27年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

3. 相続税及び贈与税についての改正事項

- 相続税及び贈与税の税率**及び課税価格区分が平成27年1月1日以降の相続及び贈与分より変更

- 祖父母などから**教育資金の一括贈与**を受けた場合の贈与税の非課税制度の創設

30歳未満の受贈者が平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に教育資金に充てるために受けた贈与で一定のものについて1,500万円までが対象となります。

- 相続税の基礎控除**の縮小

平成27年1月1日以後に開始する相続から基礎控除の計算が、**3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数**(変更前は5,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数)に変更されました。

4. 消費税についての改正事項

平成24年4月1日以降に開始する課税期間から適用されるもの

- 仕入税額控除制度**におけるいわゆる「95%ルール」の適用要件見直し

課税売上割合が95%を超える場合には非課税売上に対応する仕入税額においても、仕入税額控除を行う事が出来ましたが、当期課税期間の課税売上高が5億円を超える場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式(2年間以上継続後でなければ個別対応方式に変更出来ません)のいずれかの方法により仕入控除税額の計算を行います。

平成25年1月1日以降に開始する年又は事業年度から適用されるもの

- 事業者免税点制度**の適用要件が見直し

当課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であれば、免税事業者となっていました。当課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6カ月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間においては課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。『6か月間の判定期間(「特定期間」といいます。)は平成24年1月1日から始まります。』

平成26年及び平成27年の消費税率の引き上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされています

区分	適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率		4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率		1.0%(消費税額の25/100)	1.7%(消費税額の17/63)	2.2%(消費税額の22/78)
合計		5.0%	8.0%	10.0%

